

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】令和3年9月2日(2021.9.2)

【公表番号】特表2020-528462(P2020-528462A)
 【公表日】令和2年9月24日(2020.9.24)
 【年通号数】公開・登録公報2020-039
 【出願番号】特願2020-526709(P2020-526709)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 36/76 (2006.01)
 A 6 1 P 25/06 (2006.01)
 A 6 1 K 36/28 (2006.01)
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)
 A 6 1 K 31/365 (2006.01)
 A 6 1 K 31/7034 (2006.01)
 A 6 1 K 33/08 (2006.01)
 A 6 1 K 9/20 (2006.01)
 A 2 3 L 33/105 (2016.01)
 A 2 3 L 33/16 (2016.01)

【F I】

A 6 1 K 36/76
 A 6 1 P 25/06
 A 6 1 K 36/28
 A 6 1 P 43/00 1 2 1
 A 6 1 K 31/365
 A 6 1 K 31/7034
 A 6 1 K 33/08
 A 6 1 K 9/20
 A 2 3 L 33/105
 A 2 3 L 33/16

【手続補正書】

【提出日】令和3年7月19日(2021.7.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一次性頭痛の予防及び治療においてアジュバントとして用いるためのナツシロギク乾燥抽出物、シロヤナギ乾燥抽出物及びマグネシウムの組み合わせ(association)。

【請求項2】

前記一次性頭痛が、前兆を伴う及び前兆を伴わない片頭痛、緊張性頭痛、慢性頭痛及び群発性頭痛である、請求項1に記載の使用のための組み合わせ。

【請求項3】

前記組み合わせが、経口投与される、請求項1又は2に記載の使用のための組み合わせ。

【請求項4】

前記ナツシロギク乾燥抽出物が、前記植物の開花地上部に由来し、前記抽出物の全重量の0.5重量%以上10重量%以下のパルテノリドを有する、請求項1～3の何れか1項に記載の使用のための経口用の組み合わせ。

【請求項5】

前記シロヤナギ乾燥抽出物が、前記植物の樹皮に由来し、前記抽出物の全重量の15重量%以上30重量%以下のサリシン成分を有する、請求項1～4の何れか1項に記載の使用のための組み合わせ。

【請求項6】

前記マグネシウムの供給源が、酸化マグネシウムの重量の60重量%の量のマグネシウムを含む酸化マグネシウムである、請求項1～5の何れか1項に記載の使用のための組み合わせ。

【請求項7】

ナツシロギク乾燥抽出物、シロヤナギ乾燥抽出物及びマグネシウムを適切な賦形剤及び/又は希釈剤と組み合わせる含む経口組成物。

【請求項8】

前記ナツシロギク乾燥抽出物が、前記植物の開花地上部に由来し、前記抽出物の全重量の0.5重量%以上10重量%以下のパルテノリド含有量を有し、

前記シロヤナギ乾燥抽出物が、前記植物の樹皮に由来し、前記抽出物の総重量の15重量%以上30重量%以下のサリシン成分を有し、

前記マグネシウム供給源が、酸化マグネシウムであり、これは、マグネシウム酸化物の重量の60重量%のマグネシウムを含み、

ただし、

i) 前記サリシンの量が、1日最大推奨用量である96gを超えない；

ii) 前記マグネシウムの量が、1日最大推奨用量である450mgを超えない、

請求項7に記載の経口組成物。

【請求項9】

100～170mgの量のナツシロギク、

300～350mgの量のシロヤナギ抽出物、

200～250mgの量のマグネシウム、

を含む、1日2回投与可能な錠剤の形態の請求項8に記載の経口組成物。

【請求項10】

140mgのナツシロギク乾燥抽出物、320mgのシロヤナギ乾燥抽出物及び225mgのマグネシウムを含む請求項9に記載の経口組成物。

【請求項11】

請求項7～10の何れか1項に記載の経口組成物が一体的に組み込まれてなる栄養補助食品。